

公益財団法人大学基準協会

公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程

平22. 11. 19決定

平24. 3. 9改定

平27. 5. 19改定

平28. 1. 29改定

平28. 9. 14改定

平30. 9. 7改定

平31. 1. 31改定

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、公衆衛生系専門職大学院に関する認証評価について定める。

第2条 この規程において認証評価とは、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をいう。

2 前項の認証評価においては、本協会の設定する公衆衛生系専門職大学院基準に適合しているか否かについての認定を行う。

第3条 公衆衛生系専門職大学院は、完成年度の翌年度以降、認証評価を受けることができる。

第4条 公衆衛生系専門職大学院を設置する大学から認証評価の申請があったときは、会長は、直ちに公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の委員長に認証評価を委嘱するものとする。

第5条 公衆衛生系専門職大学院は、最初の認証評価を受けてから、5年以内に次の認証評価を受けるものとする。

第6条 認証評価は、別に定める公衆衛生系専門職大学院基準に基づいて作成された公衆衛生系専門職大学院点検・評価報告書、公衆衛生系専門職大学院基礎データ及びその他必要な資料の書面評価並びに実地調査を通じて行うものとする。

第2章 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会

第7条 定款第33条第1項の規定に基づき、認証評価を行うための委員会として、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会（以下「認証評価委員会」という。）を置く。

第8条 認証評価委員会は、12名以内の委員を以て構成する。

- 2 前項の委員のうち、8名以内については、公衆衛生系大学院を設置する大学が推薦する当該公衆衛生系大学院の教員の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。ただし、そのうち2名は実務家教員を充てるものとする。
- 3 第1項の委員のうち、第2項によって選出する者以外の2名については、公衆衛生系分野の実務経験を有する者とし、理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 第1項の委員のうち、第2項及び第3項によって選出する者以外の2名については、外部の有識者を理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 5 委員に欠員が生じた場合、常務理事会はその選出区分に応じ、第2項、第3項及び第4項の手續に従い、これを補充するものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 認証評価委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、認証評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

第10条 認証評価委員会に、第8条に規定する委員に加えて、幹事若干名を置くことができる。

- 2 幹事は、公衆衛生系大学院の教員の中から、認証評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員長の指示の下に、認証評価委員会の職務に従事する。

第11条 第8条に規定する委員の委嘱後に開く最初の認証評価委員会は、会長が招集する。

- 2 委員長は、前項に規定する認証評価委員会以降の認証評価委員会を招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は認証評価委員会を招集しなければならない。
- 3 認証評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 認証評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以て行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第12条 認証評価委員会の委員は、その所属する大学の公衆衛生系専門職大学院の認証評価に関わる審議・決定に加わることができない。

第13条 認証評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 公衆衛生系専門職大学院認証評価分科会

第14条 認証評価委員会の下に、書面評価及び実地調査を行うため、公衆衛生系専門職大学院認証評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

第15条 分科会は、原則として、4名の委員で構成する。ただし、公衆衛生系専門職大学院の規模等に応じて、分科会委員を増員することができる。

- 2 前項の分科会委員のうち、3名は公衆衛生系大学院を設置する大学が当該公衆衛生系大学院の教員から推薦する者の中から認証評価委員会が選出し、会長が委嘱する。ただし、必要に応じ、認証評価委員会は、関連分野の大学院の教員の中から分科会委員を選出し、会長がその委嘱をすることができる。
- 3 第1項の分科会委員のうち、1名は公衆衛生系分野の実務経験を有する者の中から、認証評価委員会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 第1項但書の適用により増員する委員は、公衆衛生系専門職大学院若しくは関連分野の大学院の教員、又は公衆衛生系分野の実務経験を有する者の中から、認証評価委員会が選出し、会長が委嘱する。
- 5 分科会委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、その選出区分に応じ、第2項、第3項及び第4項の手續に従い、これを補充するものとする。
- 6 分科会委員は、その所属する大学の公衆衛生系専門職大学院の評価を行う分科会に加わることができない。

第16条 分科会には、各1名の分科会主査を置く。

- 2 分科会主査は、認証評価委員会が、分科会委員の中から指名する。
- 3 分科会主査は、認証評価委員会委員長の指示に基づき、分科会を招集する。

第17条 分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第18条 第14条に規定する分科会のほか、認証評価委員会は、必要に応じて臨時分科会を設置することができる。

- 2 第15条第1項の規定にかかわらず、臨時分科会の構成は、認証評価委員会が決定する。
- 3 第15条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、臨時分科会の委員は、認証評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 臨時分科会に対する第15条第6項の適用については、同項中「その所属する大学の公衆衛生系専門職大学院の評価」とあるのは「その所属する大学の公衆衛生系専門職大学院に関わる審議等」と読み替えるものとする。

第4章 公衆衛生系専門職大学院認証評価手続

第19条 公衆衛生系専門職大学院を設置し、認証評価を申請する大学（以下「申請大学」という。）は、毎年指定の期日までに、認証評価申請書及び所定の資料を本協会に提出しなければならない。

2 申請大学は、認証評価委員会又は分科会から、前項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

第20条 本協会は、認証評価委員会委員及び幹事並びに分科会委員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。

第21条 申請大学は、認証評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、認証評価委員会が相当の事由があると判断したときは、申請大学の申入れにより、申請の取下げを認めることができる。

2 前項の申入れは、文書により会長宛に行わなければならない。

第22条 分科会は、申請大学から提出された資料の書面評価をもとに、分科会報告書案を作成する。

第23条 分科会は、分科会報告書（案）に基づき、実地調査を行う。

2 実地調査には、原則として、各分科会の委員全員が参加するものとする。

第24条 分科会主査は、分科会での書面評価及び実地調査をもとに、指定の期日までに分科会報告書を作成し、認証評価委員会に提出する。

第25条 認証評価委員会は、提出された分科会報告書に基づき、認証評価結果（案）を作成する。認証評価結果（案）には、公衆衛生系専門職大学院基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

2 認証評価委員会は、前項の認証評価結果（案）の作成にあたり、各分科会の主査に出席を求めることができる。ただし、主査が出席できない場合、分科会主査が指名する当該分科会委員を以てこれに充てることができる。

第26条 認証評価委員会委員長は、前条の認証評価結果（案）を申請大学に提示しなければならない。

2 申請大学は、認証評価結果（案）を受領した後、指定された期日までに、認証評価結果（案）における事実誤認等に関する意見申立を文書によって認証評価委員会委員長に対して行うことができる。

3 前項の意見申立があった場合、認証評価委員会委員長は、認証評価委員会を開催し、意見申立の採否を審議しなければならない。

4 意見申立の採用又は不採用は、意見申立に対する回答として、その理由とともに、速

やかに申請大学に伝えられなければならない。

5 認証評価委員会は、必要に応じて、認証評価結果（案）の修正を行うものとする。

第27条 認証評価委員会委員長は、前条の手続が終了した後、認証評価結果（案）を理事会に提出する。

第28条 理事会は、認証評価結果（案）を尊重しつつこれを審議し、認証評価結果を決定する。ただし、申請大学の現職の関係者は、理事会の審議・決定に加わるできない。

第5章 異議申立審査

第29条 異議申立審査については、別に定める。

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第6章 異議申立審査手続

第33条 異議申立審査手続については、別に定める。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第7章 追評価手続

第37条 認証評価の結果、公衆衛生系専門職大学院基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までにその判定に至った問題事項を対象として、会長宛に文書によって追評価を申請することができる。

2 前項の申請は、認証評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。

- 3 追評価申請大学は、公衆衛生系専門職大学院基準に適合していないと判定された問題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

第38条 追評価を行うため、認証評価委員会は、追評価分科会を設置する。

- 2 追評価分科会の委員は、認証評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。
- 4 追評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第39条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、認証評価委員会において書面評価で改善が確認できる場合は、実地調査を省略することができる。

第40条 追評価分科会主査は、その評価結果に基づいて指定の期日までに分科会報告書を認証評価委員会に提出しなければならない。

第41条 認証評価委員会は、追評価分科会から提出された分科会報告書に基づき、追評価結果（案）を作成する。

- 2 追評価結果（案）には、公衆衛生系専門職大学院基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。
- 3 認証評価委員会は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、追評価申請大学から意見を聴取する。
- 4 認証評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に提出しなければならない。

第41条の2 理事会は、前条第4項の追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

第8章 認定証

第42条 本協会は、認証評価又は追評価の結果、公衆衛生系専門職大学院基準に適合していると認定した申請大学又は追評価申請大学に対して、認定証を交付する。

第9章 評価結果の公表等

第43条 会長は、認証評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。

- 2 会長は、認証評価の結果を認証評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告す

る。

- 3 会長は、前項の認証評価結果報告書を刊行物又はインターネット等の適切な方法で公表する。

第44条 第41条の2に規定する追評価結果については、前条を準用する。

第45条 削除

第10章 改善報告書検討手続

第46条 公衆衛生系専門職大学院基準に適合していると認定された公衆衛生系専門職大学院を置く大学は、通知を受けた認証評価結果に勧告又は検討課題が付されていたときは、指定された期日までに、勧告又は検討課題についての改善報告書（改善計画及び課題解決計画を含む。）を会長宛に提出しなければならない。

- 2 追評価の結果、公衆衛生系専門職大学院基準に適合していると認定された公衆衛生系専門職大学院を置く大学に対する前項の適用については、同項中「勧告又は検討課題についての改善報告書」とあるのを「勧告又は検討課題のうち、追評価の対象とならなかったものについての改善報告書」と読み替えるものとする。

第47条 認証評価委員会は、改善計画及び課題解決計画の検討を行う。

- 2 認証評価委員会は、認証評価結果に勧告を付した事項に対する改善報告書の検討を行い、改善報告書検討結果（案）を作成し、これを理事会に報告する。

第47条の2 理事会は、前条第2項の改善報告書検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定し、当該大学へ通知する。

第11章 公衆衛生系専門職大学院の重要な変更の取扱い

第48条 本協会の認証評価を受けた公衆衛生系専門職大学院を置く大学は、次の認証評価を受ける前に、当該公衆衛生系専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更にかかわる事項について会長宛に届け出なければならない。

第49条 前条の届出があったときは、認証評価委員会は、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、当該公衆衛生系専門職大学院の認証評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるものとする。

第12章 評価手数料

第50条 評価手数料については、別に定める。

第13章 雑 則

第51条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、学校教育法第109条第3項但書及び同法施行規則第167条に定める措置を講じた公衆衛生系専門職大学院に対する第5条の適用については、その措置を講じた年度を「最初の認証評価」が行われたときとする。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日）

この規程は、平成28年3月1日より施行する。
また、第46条及び第47条の規定の改定は、平成28年度以降の本認証評価の申請大学から適用するものとする。

附 則（平成28年9月14日）

この規程は、平成28年9月14日から施行する。

附 則（平成30年9月7日）

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則（平成31年1月31日）

この規程は、平成31年6月1日から施行する。